

第3子以降の加算（大学生年代の子から数えて3人目以降の児童手当額が30,000円/月）を受けている世帯の支給例
 【短期大学、専門学校等を卒業予定のお子様を養育する世帯の場合】

例1：20歳、高1、中1の3人兄弟

3月までの支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
20歳	1子	支給対象外
高1	2子	10,000
中1	3子	30,000
月額合計		40,000



手続きを行った場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
21歳	1子	支給対象外
高2	2子	10,000
中2	3子	30,000
月額合計		40,000

手続きを行わなかった場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
21歳	—	支給対象外
高2	1子	10,000
中2	2子	10,000
月額合計		20,000

point 21歳のお子様から第1子と算定し、3人目のお子様の児童手当を3万円としています

例2：大学4年、20歳、高1、中1の4人兄弟

3月までの支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
大4（※）	1子	支給対象外
20歳	2子	支給対象外
高1	3子	30,000
中1	4子	30,000
月額合計		60,000



手続きを行った場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
23歳	—	支給対象外
21歳	1子	支給対象外
高2	2子	10,000
中2	3子	30,000
月額合計		40,000

手続きを行わなかった場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
23歳	—	支給対象外
21歳	—	支給対象外
高2	1子	10,000
中2	2子	10,000
月額合計		20,000

point 高校2年生の児童から第1子と算定しているため第3子以降の加算が適用されません

例3：大学3年、20歳、高1、中1の4人兄弟

3月までの支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
大3 (※)	1子	支給対象外
20歳	2子	支給対象外
高1	3子	30,000
中1	4子	30,000
月額合計		60,000



手続きを行った場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
大4 (※)	1子	支給対象外
21歳	2子	支給対象外
高2	3子	30,000
中2	4子	30,000
月額合計		60,000

手続きを行わなかった場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
大4 (※)	1子	支給対象外
21歳	—	支給対象外
高2	2子	10,000
中2	3子	30,000
月額合計		40,000

(※) 例2、例3の大学生のお子様については、令和6年10月の制度改正時に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出していることとします(22歳を迎える年の年度末まで児童手当制度上の第1子として算定)

point

大学4年生のお子様から第1子と算定し、高校2年生、中学2年生児童を第3子以降の加算対象としています

例4：20歳、高3、高1の3人兄弟

3月までの支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
20歳	1子	支給対象外
高3	2子	10,000
高1	3子	30,000
月額合計		40,000



手続きを行った場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
21歳	1子	支給対象外
19歳	2子	支給対象外
高2	3子	30,000
月額合計		30,000

手続きを行わなかった場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
21歳	—	支給対象外
19歳	—	支給対象外
高2	1子	10,000
月額合計		10,000

例4のような兄弟構成の世帯では申請が2回必要になります。それぞれについて、該当者の申請を行ってください。

- ① 短期大学や専門学校等を卒業するお子様分の申請・・・監護相当・生計費の負担についての確認書のみ
- ② 高校を卒業する年代の児童分の申請・・・児童手当額改定認定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書